

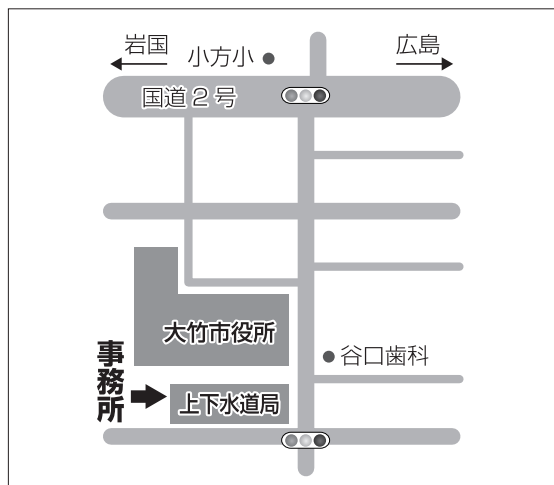


市営住宅の維持管理方法が変わります

問い合わせ 都市計画課 ☎2166

平成25年4月1日から市営住宅の維持管理運営に指定管理者制度を導入し、その一部業務を指定管理者へ移行します。

- 指定管理者**
株式会社第一ビルサービス
- 指定期間**
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- Q** 指定管理者制度とはどのようなものですか
- A** 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、市営住宅の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と、経費の削減等を図ることを目的とした制度です。
- Q** どのような業務を行うのですか
- A** 市営住宅の維持修繕業務や入居者からの問い合わせ対応、入居者募集や駐車場等各種申請の受付、発行および使用料等の督促や滞納整理業務が主な内容となります。
- Q** 市が直接行っていた時と比べて、どのような違いがありますか
- A** 今までは、市の就業時間外（土・日曜日、祝日や夜間）に直接対応ができず、事故や問い合わせなどの対処がすぐできないことがありましたが、これからは24時間対応の受付窓口が開設されます。ワンコールで緊急時の対応指示や、業者手配などができるようになります。



- Q** 個人情報の管理はどうなりますか
- A** 指定管理者は、市と協定を交し、市の監督のもとで業務上取得した情報を適正に管理していきます。
- Q** 市営住宅の入居条件や問い合わせ場所に変更はありますか
- A** 入居する条件は今までと同じ条件です。ただし、4月からは指定管理者が事務を行いますので、受付や問い合わせ場所が市役所都市計画課から指定管理者事務所に変わります。
- Q** 指定管理者事務所はどこですか
- A** 上下水道局1階に事務所を開設する予定です。

公的機関が太鼓判？ 仏像の「買え買え詐欺」

問い合わせ 地域振興課 ☎2131

仏具店から仏像のパンフレットが送られてきた。3日後に別の業者から電話があり「パンフレットにある仏像を90万円で買えば、当社が100万円で買取る」と言われたが、不審に思い断った。その数日後、公的機関を名乗る団体から「高額な仏像を売りつける商法が流行っている。注意するように」と電話があったので、自分の状況を伝えると「そこなら販売店も買い取り業者も問題のない優良企業だ」と言われ、すっかり信用して仏具店に注文をした。翌日、男性が仏像を持参したので受け取り、現金90万円を渡したが、その後買い取り業者にも仏具店にも連絡がつかない。どうしたらよいか。

【アドバイス】

ある販売業者が提供する商品や権利などを、別の業者が「購入額以上で買い取る」などと、あたかも消費者の利益になるかのような説明で契約させようとする劇場型勧誘（買え買え詐欺）の相談が後を絶ちません。今回の事例のように、公的機関（例えば国民生活センターなど）を名乗る団体まで登場し、「その会社は大丈夫」などと言って消費者を信用させるケースも見られます。

お金を支払ってしまったと、業者と連絡が取れなくなることも多く、お金を取り戻すのは極めて困難です。うまい話はありません。きっぱり断りましょう。

（国民生活センター発行「見守り新鮮情報151号」より）

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

問い合わせ 保健介護課 ☎2144

正座をするのがつらい、片足立ちで靴下がはけない、手すりがないと階段が上がれない、などの症状がありませんか。それは、ロコモティブシンドロームかもしれません。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とは、「立つ」「歩く」など人の動きをコントロールするための体の器官や組織、すなわち運動器が衰えている、または衰え始めている状態で、略して「ロコモ」とも呼ばれています。放っておくと日常生活に支障を来し、要介護、さらには寝たきりの状態になってしまうことも考えられます。

そこで、少しでもロコモティブシンドロームを予防するために、簡単にできるロコトレ（ロコモーショントレーニング）をご紹介します。

開眼片足立ち

○1日3回、左右1分間ずつ
転倒しないよう近くにつかまるものがある場所で、踏ん張って片足でバランスをとることを意識して、床につかない程度に片足を上げます。
スクワット

○1日3回、1回につき5〜6回繰り返し
太ももの前後の筋肉、おしり周辺の筋肉に力を入れることを意識して、椅子に腰かけたり、洋式トイレにすわる要領でおしりをゆっくり下ろしたり上げたりを繰り返します。

日頃、なかなか体を動かすことがない方は、このような運動から始めてみてはいかがでしょうか。

お得な「付加年金」をご存知ですか？

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-2324171・市民課 ☎2142

付加年金とは

国民年金の定額の保険料（平成24年度は月14,980円）に加えて、付加保険料（月400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に上乘せられて支給される年金のことです。

付加年金に加入できる方

加入対象者は、第1号被保険者（自営業者や学生など）や65歳未満の任意加入被保険者です。ただし、保険料の免除を受けている方や国民年金基金加入者、第2号被保険者（会社員や公務員）や第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）は加入することができません。

付加保険料を納める際の注意点

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなり、遡っての納付はできません。また、納付期限（翌月末日）を過ぎると、その月以降は辞退したものとみなされ、再度申し込む必要があります。

付加年金額の支給額は？

支給される付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。

5年間（60カ月）納めた場合（例）

納めた付加保険料額の合計は24,000円（400円×60カ月）です。これに対し、支給される付加年金額は、毎年12,000円（200円×60カ月）となり、65歳から老齢基礎年金に上乘せられて支給されます。

加入を希望する方は、市民課または各支所で手続きを行ってください。